

## 設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日	令和 8 年 4 月 17 日
事業者名 (HP 掲載時は非公表)	

開札日	令和 8 年 4 月 27 日
入札番号	第 32 号
案件名	鹿沼市立小中学校屋内運動場空調設備(令和 8 年度)賃貸借

質 問 内 容	鹿 沼 市 回 答 (回答日:令和 8 年 4 月 21日)
<p>特記仕様書、機器設置仕様書、保守点検業務要領書 全般 リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
<p>特記仕様書、機器設置仕様書、保守点検業務要領書 全般 前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)</p>	<p>差し支えありません。</p>

<p>指名通知書7 本件の賃貸借契約は、債務負担行為でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 債務負担を設定しており、契約期間における予算について、議会の承認を得ています。</p>
<p>指名通知書7 万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか</p>	<p>上記の回答のとおり債務負担を設定しているため、予算削減による解約はありません。</p>
<p>指名通知書7 予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。</p>	<p>過去に契約を解約又は変更解約した事案はございません。</p>
<p>特記仕様書8(1) 物件に付保する保険は、一般的な動産総合保険(時価ベース)への加入でよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
<p>特記仕様書8(1) 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。</p>	<p>協議のうえ決定します。</p>
<p>特記仕様書3 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)</p>	<p>協議することは可能ですが、令和9年1月からの賃貸借開始に向けて最大限努力ください。 最大限努力した上での工期変更であれば、遅延に関するペナルティは課されません。</p>

<p>特記仕様書11 やむを得ず地元企業を活用できない場合でも入札の条件違反にはならないでしょうか。また地元以外の業者を活用する場合の申請や報告等の方法をご教示願います。</p>	<p>貴見のとおり入札条件違反には該当しませんが、鹿沼市内業者に発注するよう最大限努力し優先的に活用ください。 やむを得ず市外の業者を活用する場合の申請や報告等については別途指示します。</p>
<p>本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。</p>	<p>利用予定の賃貸借契約書のひな形はありません。 落札業者所有の賃貸借契約書のひな形を基本とし、内容を協議の上作成します。</p>
<p>(発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合) 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。</p>	<p>落札業者所有のひな形を基本とし、内容を協議の上作成します。</p>
<p>受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか</p>	<p>協議の上、決定します。</p>
<p>特記仕様書4 賃貸借料のお支払いスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎(翌月末日)の毎月・均等払いでよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>保守点検業務要領書 全般 保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。</p>	<p>業務の詳細な打ち合わせや日程調整の実施については、受注者が委託する業者と本市が直接行うことも可能です。但し、受注者は元請会社として、本案件について全体の監理をする必要があります。</p>
<p>機器設置仕様書9(8)(9) アスベスト調査報告書がございましたら、開示いただけますでしょうか。</p>	<p>施工範囲決定後、本市が所有しているものに関しては開示します。</p>
<p>機器設置仕様書9(8)(9) アスベストの飛散防止対策はレベル3の認識でよろしいでしょうか。事前調査の結果、レベル2相当箇所が判明した場合の対策費用は</p>	<p>レベル3を想定していますが、万が一レベル2相当以上の箇所が判明した場合は別途協議とします。</p>

<p>別途協議とさせていただきますでしょうか。</p>	
<p>特記仕様書14(5) 撤去する既存物件は第三者の所有物件ではなく発注者所有の設備との認識で宜しいでしょうか。又、既存物件の撤去は、有資格業者による第三者履行で対応させて頂いても宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>指名通知書11、特記仕様書14(6) 内訳書の提出に関して、指名通知書では「免除」、特記仕様書では「入札書と同時に提出すること」とございます。 内訳書の対応に関しまして、ご教示願います。</p>	<p>内訳書は契約時にご提出ください。</p>

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課( [keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp](mailto:keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp) )に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。